

## 平成30年度庁外施設定期監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

## 1 監査実施期間

平成30年9月3日（月）から平成30年10月19日（金）まで

## 2 監査の対象

平成29年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況

## 3 監査対象施設及び日程表

別添「平成30年度庁外施設定期監査日程表」のとおり

## 4 監査の内容及び主な着眼点

庁外施設定期監査は、平成29年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効率的・効果的な遂行や危機管理等を踏まえ、主に以下の観点から実施した。

- (1) 施設の管理及び運営は適切に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適切に行われているか。
- (3) 現金の出納・保管及び財産・物品の管理は適切に行われているか。
- (4) 事務事業は合理的かつ効率的に運営されているか。

## 5 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

## 第2 監査の結果

## 1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。  
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

## (1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

非常勤職員の年次有給休暇について、繰越日数を誤っていたり、任用回数 of 誤認識により、付与日数を誤っているものがあった。

(子育て支援課：中目黒住区センター児童館、原町住区センター児童館、  
保育課：中央町保育園、南保育園、ひもんや保育園)

## (2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

ア 病気休暇を取得した非常勤職員について、報酬減額を行っていないものなどが

あった。

(保育課：南保育園、ひもんや保育園)

イ 非常勤職員の旅費の算定に当たり、運賃を誤っていたり、定期券等の調整に誤りがあり、支給額に過払いや不足が生じていた。

(子育て支援課：中目黒住区センター児童館、向原住区センター児童館、  
原町住区センター児童館、八雲住区センター児童館)

## 2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

### (1) 共通事項

#### ア サービス・給与事務等について

サービス・給与事務等については、これまでの監査結果等を踏まえ、おおむね適正な事務処理がなされていた。その指摘数も昨年度に比べ減少しており、各庁外施設の努力を評価する。

しかし、指摘事項でも述べたように、事務処理ミスは、まだなお見られるところである。児童館や保育園などでは非常勤職員等も多く、また雇用形態、勤務形態も多様であり、その事務処理には細心の注意を必要とする。事務処理ミスの生じた原因としては、施設長や担当者の異動による引継ぎが十分になされていなかったことや事務処理マニュアル等の理解不足と考えられる。

サービス・給与事務等は事務運営の基本であることから、丁寧な事務の引継ぎや担当者に対する研修、事務処理マニュアルの確認の徹底など、適正な事務処理が図られるよう、なお一層留意されたい。

(障害福祉課、子育て支援課、保育課、みどりと公園課、生涯学習課  
：各施設、人事課)

#### イ 危機管理について

地震、火事、風水害、不審者の侵入、施設内外事故などへの対応に関しては、マニュアルの整備、安否確認方法の明確化、小児用パッドを備えたAED使用等の訓練、交通安全の徹底、食物アレルギーに係る配慮など、全体的に適正な取組がなされていた。引き続き、各種訓練の実施やマニュアルの定期的なチェックとその周知、複合施設においては各施設間の円滑な連携などに努め、十分な対策を講じられたい。

なお、今回の監査の実施期間中に、区内の保育園において細菌性赤痢が集団的に発生する事故が起きた。これに伴い、同じ地区内にある保育園、児童館や学童保育クラブ等に対しては、感染状況や予防策の説明とともに、消毒液の配布が行われ、各施設において速やかな対処が求められたところである。

事故の原因と経過、発症後の措置や事態の推移については、今後関係所管による検証が行われるものと思われる。その結果を踏まえ、改めて感染症等に係る啓発、施設での日常の衛生管理、発生時の対応、保護者への支援、関係者や区民に対する周知方法等について点検し、必要な修正を加えるなど、一層適切な対策の構築に努められたい。

(保健予防課、障害福祉課、子育て支援課、保育課、みどりと公園課、  
生涯学習課：各施設)

## (2) 個別事項

### ア 保育園の地域交流について

保育園においては、複合施設内にあるなどその置かれた環境を生かしながら、他の施設や地域等と様々な交流を進めている。

中には、近隣の開設間もない保育園や小規模保育所に協力し、一部の保育活動を共にしている保育園が見られた。これらの取組は、交流先の園児にとって、より大きな集団の中で活動する貴重な機会となっており、子どもの健やかな成長・発達を地域で支えるすぐれた事例と思われた。このような実践が更に広がっていくことを望みたい。

(保育課：各保育園)

### イ 有資格者による施設点検について

今回監査を行った庁外施設の多くは老朽化が進んでおり、様々な不具合が生じている。各施設では、専門的な知識を持たないながらも、施設課などと連携しながら、施設管理に適切に取り組んでいることが伺えた。

建築基準法の改正に伴い、29年度からは有資格者（一級建築士等）による区有施設の点検が開始され、これにより建築物の安全性や適法性の確保が更に図られるところとなっている。今回の監査でも、各施設ではその点検結果の報告を受け、内容を把握し、修理等の必要な対応がなされていた。

今後もこれを有効に活用して、建物等に関する認識を深めながら、老朽化が進む施設の安全管理に生かすよう期待する。

(障害福祉課、子育て支援課、保育課、みどりと公園課、  
生涯学習課：各施設)

### ウ 職員の労務管理等について

保育園は開園時間も長く、早番、普通番、遅番などのシフトを組み合わせながら、様々な勤務形態の非常勤職員等も雇用して体制を組んでいる。園の運営体制を確保するための工夫や苦労があり、職員の有給休暇の取得も思うようにはいかない事情も伺われる。

他にも児童館・学童保育クラブや児童発達支援センターなど特に直接処遇職場では、欠員も抱えるなどその体制確保には同様の状況がある。欠員補充に向けて

は、引き続き努力が求められている。

一方で、このような環境の中でも、職員の働き方の見直しや健康づくりに配慮した、年次有給休暇の取得促進は重要な課題である。今回の監査対象施設の一部では、目安とする数値目標を掲げ、一日単位での休みが難しい場合には時間単位での取得を推奨するなど、職場全体で意識的な取組を行っているところもあった。

職業生活と家庭生活の両立やメンタルヘルス対策等を踏まえ、各施設での取組の情報共有などを行いながら、より適切な労務管理等を進めるように留意されたい。

(障害福祉課：すくすくのびのび園、子育て支援課：各児童館・学童保育クラブ、  
保育課：各保育園、人事課)

### 3 まとめ

今回の庁外施設定期監査では、その維持管理及び事務処理等は、法令等に基づきおおむね適正に行われていることが確かめられた。各施設においては、引き続き適切な事務執行に努めてほしい。

また、施設の事業推進等を支える所管課においては、限られた職員で比較的多くの種類の事務処理を行う庁外施設の特性を踏まえたきめ細かい支援が望まれる。両者が円滑に連携し、更に成果を上げられるように期待する。

以 上